



◆学長の任命：大学評議会（構成員の過半数が教員）の推薦（州により選挙結果）を受けて州の高等教育大臣が任命。推薦に当たって、大学評議会と大学運営委員会との合同選考委員会が設置される。

※上記は、ドイツの大学における代表的と考えられる事例を中心に記述（主にニーダーザクセン州高等教育法における規定を参考）  
※上記は、「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）、「大学の設置形態に関する調査研究」（国立大学財務・経営センター研究報告第13号 平成22年9月 第3章「ドイツにおける高等教育制度と大学の設置形態」（城多努））をもとに、文部科学省作成。